

114
A 4320



明治九年五月廿三日

中川

御

飛



横彦次



御

為



御



福



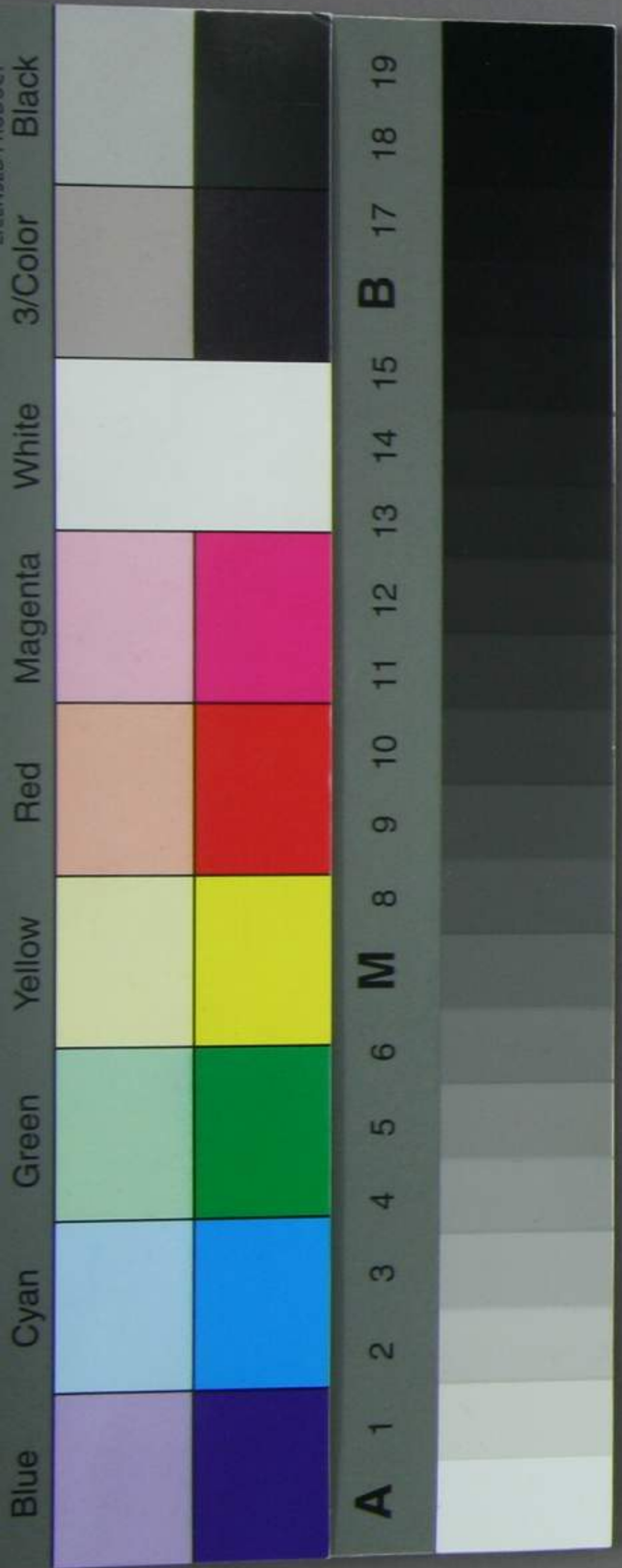
公等



三百

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

僅事有伺日者所據在極内居住之者及以料支給
三海有持合満之教を以て正院よりこのまゝ三院に
控事系付ありては申上り申上り申上り申上り
僅事有伺日者所據在極内居住之者及以料支給
手立持合満之教を以て正院よりこのまゝ三院に
申上り申上り申上り申上り申上り申上り申上り
申上り申上り申上り申上り申上り申上り申上り
申上り申上り申上り申上り申上り申上り申上り



得之如... 此... 處... 海... 多... 其... 費用... 七月... 以... 得... 費...
者... 始... 名... 日... 他... 夜... 及... 一... 年... 度... 而... 思... 一... 年... 始...
主... 事... 了... 了... 存... 事... 年... 禮... 費... 之... 在... 以... 定... 結... 夫... 一... 年... 始...
東... 上... 同... 者... 一... 年... 始... 之... 在... 以... 定... 結... 夫... 一... 年... 始... 也

左... 大... 殿

卿

明... 九... 年... 四... 月... 廿... 五...

八... 等... 先... 仁... 公... 川... 院... 藏

攝... 景... 深

卿
捕

丞

按... 事... 之... 所

助

為

傳... 軍... 官... 何... 為... 傳... 日... 存... 傳... 去... 多... 傳... 下... 行... 一... 年... 始...
令... 滿... 心... 院... 夕... 一... 年... 始... 之... 在... 以... 定... 結... 夫... 一... 年... 始... 也

列... 內... 之... 拜... 其... 左... 右... 所...

大... 歲... 省

九年四月五日
報五十三号

四ノ才七拾六

松方

濬

惟馨

小代

百五十

石川議



大藏省

別紙陸軍省伺同省所轄存城内居住ノ者立拂移
轉料支給ノ儀朱書ノ通及指令候條為心得此旨
相達候事

明治九年四月二十一日 太政大臣三條實美

別紙

当省所轄存城内居住ノ者立拂移轉料
支給ノ儀ニ付同
当省所轄存城内一ノ所當分其地ノ士

民へ貸渡置候処入... 追返附為致候然
ルニ換地代移轉科... 当省費額ノ月ヨリ支給
候筈ニ先般内務省へ此指令有ニ趣ヲ以テ即今
姫路廣嵩兩城内居住ノ者換地代亦當省ヨリ支
給候様同省ヨリ申越候処右此指令中八年十月
四日以後云々ノ趣ハ従前所轄地ノ處分ニ非ス
シテ将来民有地買上ケノ此定規ニ被相伺殊ニ
右才ノ費用ハ昨年七月後ノ豫算中ニ引当不致
儀ニ付支給可致目途無之別途ニ相立ニ拂出シ
相成度云々本年三月十五日付ヲ以相伺為処存
城内居住ノ士民移轉科亦明文ハ無ニ付共一
周年費額確定ノ上ハ右才ノ類ト虽モ陸軍省經
費中ヲ以仕拂為義ト可相心得旨九月廿八日此

指令相成為得共先書ニモ上陳致ニ通昨年七月
後豫算此確定以後ノ出費ニ有ニ此当省今更如
何共支辨ノ途難相立為ニ付何分ニモ別途此渡
相成為様致度此段再應相伺候也

明治九年四月十三日

陸軍卿山縣有朋

太政大臣三條實美殿

伺ノ勅諭字局此案若年度經費金
ヲ以仕辨為成此本年七月已降
ノ經費ニ此立仕辨可申可也
明治九年四月廿一日

大藏省

